長野県と東京農業大学との包括連携に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と東京農業大学(「以下「乙」という。」)は、お互いの持つ特色ある経営資源を活かし、地域社会の活力ある持続を実現するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が産業人材の育成、学術・研究開発、若者の就農・就業等に係る連携事業 の実施により、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。
 - (1)農林業をはじめとする産業人材の育成、交流に関する事項
 - (2) 長野県への就農・就業等の支援に関する事項
 - (3) 醸造・バイオ技術を始めとする食品製造業の振興に関する事項
 - (4)農林業等に関する技術開発・研究に関する事項
 - (5) その他両者が必要と認める事項

(連携委員会)

- 第3条 前条に定める事項を円滑に推進するため、連携委員会を設置する。
- 2 連携委員会に関する必要な事項は別に定める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、定める ものとする

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が記名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月15日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2 乙 東京都世田谷区桜丘1-1-1

長野県知事

東京農業大学学長